



第2期

大月市



子ども・子育て支援 事業計画

概要版

1 計画策定の趣旨

近年、家族形態の変化や地域のつながりの希薄化により、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。家族や地域から子育てに対する協力や支援を得ることが難しく、子育てについての不安感や孤立感を抱える保護者が増えていることから、地域全体で子育て世帯を支える体制を整備することが求められています。また、保護者の就労環境や経済状況の変化により、子育ての希望がかなわない現実があるだけでなく、子どもの貧困も深刻な社会的問題として捉えられています。

本市においては、平成27年3月には子ども・子育て支援新制度の制定を踏まえた「大月市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな育ち、親の子育てを地域全体で支援する環境を整えることを目的として、子ども・子育て支援施策を推進してきました。このたび、計画期間が終了することから、さらなる子ども・子育て支援の充実を図るため、新たに「第2期大月市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- ◆子ども・子育て支援法第61条により策定が定められている「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ◆次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」と一体的に策定
- ◆子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条により策定が求められている子どもの貧困対策についての計画
- ◆「大月市第7次総合計画」を上位計画とする部門計画

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画とします。

◆ ———— 計画の期間 ———— ◆

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～令和元年度)					第2期子ども・子育て支援事業計画(令和2年～令和6年度)					次期計画
子ども・子育て支援新制度(平成27年度～)										
次世代育成支援対策推進法(平成27年度～令和6年度)										
子供の貧困対策に関する大綱(平成26年度～)										

基本理念

はぐく 大月で育みたい 親子が育つ 人が育つ 生まれるいのちをみんなで育む はぐく 大月

基本目標1 地域における子育て支援の推進

1. 地域の教育・保育の場及び子育て支援事業の充実

- ①施設型保育給付・地域型保育給付 **重点**
- ②時間外保育(延長保育事業) **重点**
- ③病児・病後児保育
- ④一時預かり事業
- ⑤ファミリーサポートセンター事業 **重点**
- ⑥産休、育休明け保育推進事業
- ⑦放課後児童健全育成事業(放課後学童クラブ) **重点**
- ⑧放課後子ども教室
- ⑨保育サービス評価の充実
- ⑩幼稚園・保育所(園)の再編整備 **重点**
- ⑪保育士等の確保

2. 子育てに関する情報・相談体制の充実

- ①子育て世代包括支援センター
- ②子ども家庭総合支援センター事業
- ③相談事業
- ④健康相談
- ⑤家庭児童相談事業
- ⑥発育発達相談

3. 子育て支援の人材・ネットワークづくりの推進

- ①保育サポーター養成講座
- ②地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成

4. 子育て家庭への経済的支援

- ①児童手当
- ②幼児教育・保育の無償化
- ③多子世帯の保育所(園)・幼稚園の保護者負担金の軽減
- ④子育てへの経済的支援
- ⑤子育て支援医療費助成制度(乳幼児医療費助成)
- ⑥児童扶養手当
- ⑦ひとり親家庭医療費助成制度
- ⑧要保護及び準要保護児童就学援助事業

基本目標2 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の充実

- ①育児不安解消・虐待発生予防に向けた妊娠期からの継続した相談・支援
- ②要保護児童対策地域協議会の運営

2. 厳しい環境に置かれた子ども・家庭等への支援

- ①支援施策に関する情報提供の実施
- ②自立支援に関する各種相談・各種支援制度の実施
- ③地域ネットワークの形成 **重点**

3. 障がい児施策の充実

- ①障がい児保育事業
- ②放課後学童クラブでの障がい児の受入れ体制の整備
- ③のびのびっこ教室・すくすく教室
- ④障がい児に対する在宅サービス事業
- ⑤特別支援教育
- ⑥障がいのある児童と親への経済的支援
- ⑦発達障がい児と親への継続的な支援体制の整備

基本目標3 親子の健康の確保・増進

1. 母子の健康づくりの充実

- ①母子健康手帳の交付
- ②妊婦あんしんタクシー利用者助成事業
- ③産後ママの安心相談室
- ④産後ケア事業
- ⑤ママ・パパ学級
- ⑥育児教室
- ⑦子育てサポーターの活用
- ⑧妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導
(乳児家庭全戸訪問事業・育児支援訪問事業)
- ⑨妊産婦乳児一般健康診査等
- ⑩乳児健康診査(4か月児・9か月児)
- ⑪1歳6か月児健康診査
- ⑫3歳児健康診査
- ⑬妊婦歯科健康診査
- ⑭2歳児歯科健康診査
- ⑮事故防止対策
- ⑯予防接種

2. 食育・規則正しい生活習慣確立の推進

- ①食に関する健康づくり
- ②もぐもぐ教室(離乳食教室)
- ③乳幼児への栄養相談
- ④親子ふれあい料理教室

3. 思春期の心と身体の健康づくりの推進

- ①心と性の健康づくり対策
- ②飲酒・喫煙防止対策
- ③薬物乱用防止対策

4. 周産期・小児医療体制の充実

- ①小児医療体制の確保・充実 **重点**
- ②かかりつけ医の確保の啓発
- ③不妊治療に対する支援

基本目標4 子どもの生きる力を育む教育環境の充実

1. 幼稚園、学校の教育環境の充実

- ①サポート・ティーチング(S・T)推進事業
- ②幼児教育推進事業
- ③学校施設の整備
- ④学童クラブ支援員のスキルアップ講座

2. 家庭や地域の教育力の向上への支援

- ①地域全体で子育て家庭を支える意識啓発
- ②これから親となる男女への学習機会の提供
- ③中学生等が乳児とふれあう機会の提供
- ④地域と学校の連携、協力による多様な体験活動の推進 **重点**

3. 地域の特性を生かした児童健全育成活動の推進

- ①心を育てる読書の大切さや楽しみ方を伝える読書のススメ
- ②夏休み等子ども体験事業
- ③地域の高齢者の参画を得た世代間の交流



基本目標5 子どもにやさしい安心・安全なまちづくりの推進

1. 子どもの遊び場・交流の場の充実

- ①都市公園の管理
- ②児童館等の利用促進

2. 男女が共に参画・参加する子育て支援の推進

- ①ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
- ②男女共同参画に関する啓発
- ③家庭内での男女共同参画の推進

3. 犯罪や交通事故・災害から子どもを守る安全なまちづくりの推進

- ①登下校の安全の確保
- ②おおつき防災安全メール
- ③交通安全対策推進事業 **重点**
- ④防犯教室・講習の開催
- ⑤災害時の子育て支援の充実

4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ①関係業界への自主的措置の働きかけ
- ②有害情報に関する啓発

5 教育・保育事業等の見込み量及び確保方策

(1) 教育・保育提供区域の設定

大月市では、教育・保育提供区域を、市内全域(1区域)に設定します。

(2) 幼児期の学校教育・保育事業

◆ ——— 1. 教育事業【1号認定・2号認定(教育)】 ——— ◆

1号認定の3～5歳児及び2号認定(保育の必要性あり)の3～5歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもので、保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分(幼稚園、認定こども園)

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)	150	140	131	122	114
1号認定	81	75	70	66	61
2号認定(教育ニーズ)	69	65	61	56	53
②確保の内容					
特定教育・保育	150	150	150	150	150
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

◆ ——— 2. 保育事業【2号認定(保育)】 ——— ◆

2号認定の3～5歳児で、保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分(保育所(園)、認定こども園)

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)	162	152	141	132	123
②確保の内容					
特定教育・保育	190	190	190	190	190
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

◆ ——— 3. 3号認定<0~2歳> ——— ◆

3号認定の0~2歳児で、保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分(保育所(園)、認定こども園)

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)	97	94	91	88	86
0歳児	10	10	10	10	10
1・2歳児	87	84	81	78	76
特定教育・保育	110	110	110	110	110
②確保の内容					
特定地域型保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0

(3) 地域子ども・子育て支援事業

◆ ——— 1. 延長保育事業(時間外保育事業) ——— ◆

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	57	53	50	48	47
②確保の内容	57	53	50	48	47
	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

◆ ——— 2. 放課後児童健全育成事業 ——— ◆

(単位:人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	257	251	247	231	217
1年生	50	54	55	44	42
2年生	57	57	62	62	50
3年生	63	46	46	50	50
4年生	43	48	35	35	38
5年生	31	31	34	24	25
6年生	13	15	15	16	12
②確保の内容	265	265	265	265	265

◆ ——— 3. 子育て短期支援事業(ショートステイ事業) ——— ◆

(単位:人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0

◆ ——— 4. 地域子育て支援拠点事業 ——— ◆

(単位:人回/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,290	4,099	3,916	3,741	3,574
②確保の内容	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

◆ 5. 一時預かり事業 ◆

① 幼稚園における一時預かり

(単位:人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	8,425	8,055	7,701	7,363	7,039
1号認定の利用	8,425	8,055	7,701	7,363	7,039
2号認定の利用	0	0	0	0	0
②確保の内容	8,425	8,055	7,701	7,363	7,039
	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所

② その他(在園児対象型を除く)一時預かり

(単位:人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	54	52	50	48	46
②確保の内容	54	52	50	48	46
	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所

◆ 6. 病児・病後児保育事業 ◆

(単位:人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	20	27	34	42	50
②確保の内容	480	480	480	480	480
	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

◆ 7. 子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター)(小学生) ◆

(単位:人日/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	425	405	386	368	350
②確保の内容	425	405	386	368	350

◆ 8. 利用者支援事業 ◆

(単位:箇所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1

◆ 9. 妊婦健康診査 ◆

(単位:人/年)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	75	76	73	73	73
②確保の内容	実施場所	妊婦が希望する医療機関			
	実施体制	医療機関との連携			
	検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目			
	実施時期	初期～妊娠23週:4週間に1回 妊娠24週～35週:2週間に1回 妊娠36週～分娩:1週間に1回			

◆ 10. 乳児家庭全戸訪問事業 ◆

(単位:人/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		75	76	73	73	73
②確保の内容	実施体制	保健師7人 助産師1人				
	実施機関	市保健介護課 健康増進担当				

◆ 11. 養育支援訪問事業 ◆

(単位:人/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		10	10	10	10	10
②確保の内容	実施体制	保健師7人				
	実施機関	市保健介護課 健康増進担当				

6 計画の推進に向けて

本計画は幅広い分野において、多岐にわたる子育て施策を盛り込んでおり、きめ細やかな取り組みが必要とされます。そのため、本計画を市民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

(1) 計画の推進体制

① 推進体制の確立

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、幼稚園、保育所(園)、認定こども園、学校、地域、その他関係機関、団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

② 情報提供・周知

本市はこれまで子育て支援に関する情報及び利用法補などを広報や市のホームページ等を活用して公開し、市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報やインターネット、SNS及びパンフレット等の作成・配布を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

③ 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、幼稚園、保育所(園)、認定こども園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がい児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県との連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。



(2) 計画の進行管理

本計画の施策の進捗状況については、PDCAサイクルの考え方に基づき、定期的な確認を行うとともに、子ども・子育て会議において進捗状況を確認・評価した上で、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直しなどを行うことが必要です。

進行管理に関しては、計画期間の年度ごとの点検・評価を通じて、施策、個別事業の改善につなげていきます。また、施策の評価・点検においては、特に本計画の重点施策として掲げた以下の9つの施策について、令和6年度の目標を設定し、重点的に評価・点検を実施します。各施策の年度ごとの点検・評価等については、庁内連絡会議で検討を行い、大月市子ども・子育て会議において報告し、意見を聴取します。

事業名	令和6年度 目標値
施設型給付・地域型保育給付	教育・保育の適切な実施
延長保育事業(時間外保育)	延長保育事業を実施する施設3箇所の継続的確保
ファミリーサポートセンター事業	協力会員の増加と地域の保育力の充実
放課後児童健全育成事業 (放課後学童クラブ)	安心安全な学童クラブの運営とサービスの充実
幼稚園・保育所(園)の再編整備	再編整備方針の推進
地域ネットワークの形成	子育て世代包括支援センター事業と、公共機関、民間団体等が連携した地域ネットワークの形成
小児医療体制の確保・充実	小児医療の診療充実
地域と学校の連携、協力による 多様な体験活動の推進	学校と地域が連携したふるさと教育の充実
交通安全対策推進事業	子どもたちが安全に通行できる日常生活道路の確保

第2期 大月市 子ども・子育て支援事業計画 概要版

◆ ——— 令和2年3月 ——— ◆

発行 大月市

企画・編集 大月市 福祉課

〒401-8601 山梨県大月市大月二丁目6番20号
電話：0554-23-8032/FAX：0554-22-6422
ホームページ <http://www.city.otsuki.yamanashi.jp>